

消費者庁関連法案について

【目次】

○消費者庁関連3法案の関係について・・・1

○消費者庁創設後の消費者行政のイメージ・・・2

○消費者庁関連3法案のポイントについて

－消費者庁設置法案・・・・・・・・・・・・・・3

－消費者庁設置法の施行に伴う

 関係法律の整備に関する法律案・・・・・・・・4

－消費者安全法案・・・・・・・・・・・・・・6

消費者庁関連3法案の関係について

組織法

<消費者庁設置法案>

○任務、所掌事務、消費者政策委員会、等

*これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

<関係法律の整備法案>

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用

(表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等

(取引)特定商取引法、特定電子メール法、
貸金業法、割賦販売法、宅建業法、
旅行業法 等

(安全)消費生活用製品安全法 等

すき間
↑

(事業者への
勧告・命令等)

各省庁所管法

措置要求

すき間
↑

(事業者への
勧告・命令等)

各省庁所管法

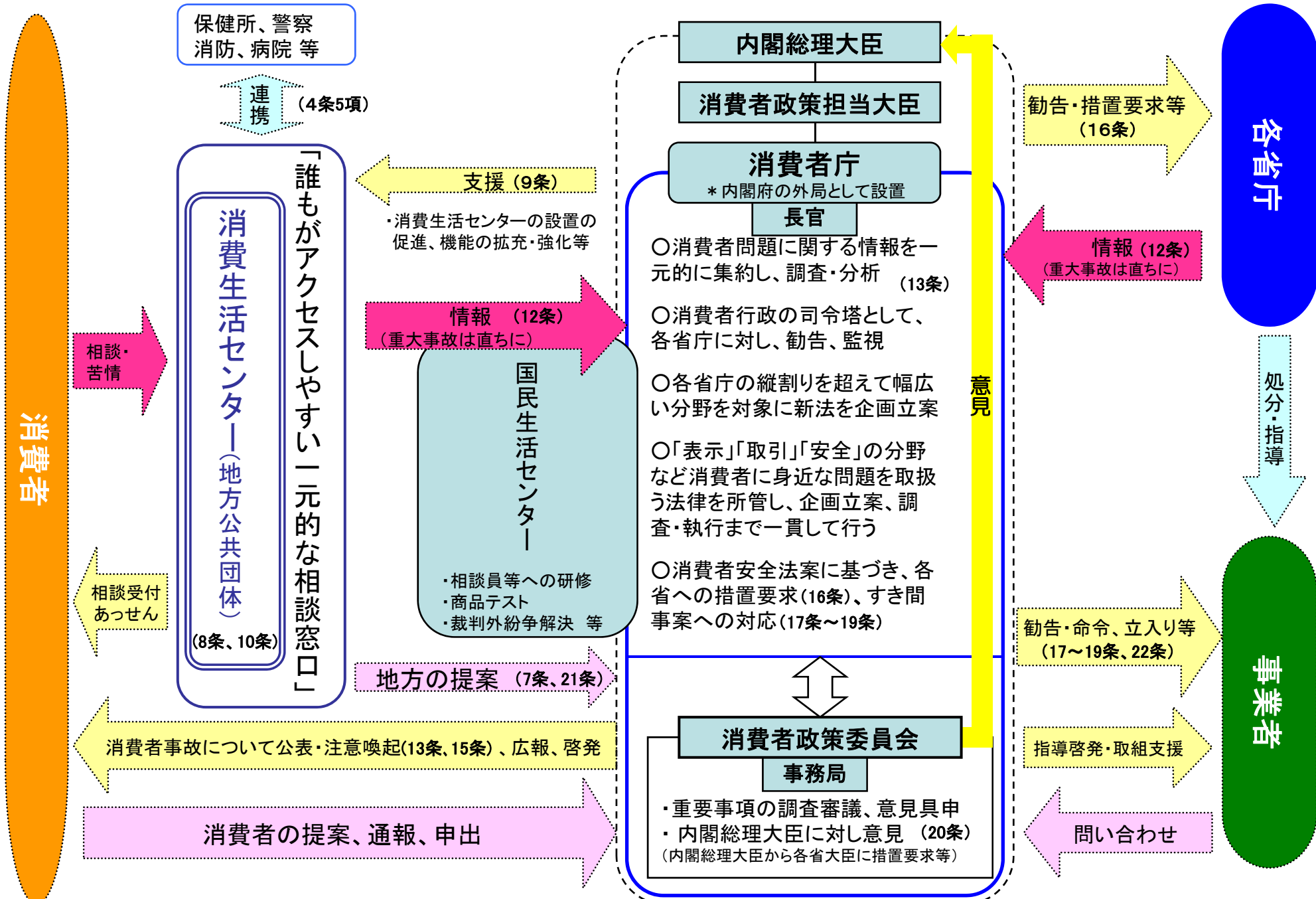
措置要求

<消費者安全法案>

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あつせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))
 - *事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
 - (重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令

消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ

* 条文番号は消費者安全法案



消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として消費者庁を設置し、その長は消費者庁長官とする。

(2) 消費者庁の所掌事務

ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

オ 各府省庁から移管される表示、取引、安全関係の法律に関する事務。
(「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント」を参照)

カ 物価、公益通報者の保護及び個人情報保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。等

(3) 消費者政策委員会

ア 組織

①消費者庁に、15人以内の消費生活に関し識見を有する者から成る消費者政策委員会を置く。

②消費者政策委員会に事務局を設置する。

イ 所掌事務

①内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。

②①の事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に意見を述べる。

③個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(4) 施行期日

公布の日から起算して一年以内に施行する。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント

消費者庁設置法の施行に伴い、「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に定める方針に基づき、景表法、特定商取引法、消費生活用製品安全法等の個別作用法を改正して内閣総理大臣の権限等を規定し、消費者庁の所管とするとともに、内閣府設置法、関係省庁設置法等を改正して所掌事務等を変更するため、関係法律を一括して改正して整備する。

（１）個別作用法の改正

＜表示関係＞

不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、家庭用品品質表示法、食品衛生法、健康増進法、住宅の品質確保の促進等に関する法律

（改正のポイント）

内閣総理大臣が、消費者の生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準等を定め、これを遵守させるための命令等を行うことができるようにするため、上記の法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

その際、公正取引委員会、農林水産省、経済産業省、厚生労働省にも立入検査等を行わせ、内閣総理大臣にその結果を通知させること等により、消費者庁が主導しつつ、地方における執行体制を実質的に確保できるよう措置。

＜取引関係＞

特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）

（改正のポイント）

特に消費者トラブルの多い取引の適正化を図るため、上記の法律を改正して、消費者庁がこれらの法律の企画立案、執行を担うことができるように、内閣総理大臣の権限を規定。

＜業法関係＞

貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法

（改正のポイント）

消費者の利益の擁護及び増進を主たる目的とする上記の業法について、その目的の実現を図るとともに、二重行政を避ける観点から、内閣総理大臣が、業所管大臣の行う事業者に対する業務改善命令等の処分について、あらかじめ協議を受け、また、必要な意見を述べる仕組みを設けるため、これらの法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

＜安全関係＞

消費生活用製品安全法（消安法）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）、食品衛生法、食品安全基本法

（改正のポイント）

- ① 高度な科学的、専門的知見を必要とする安全関係の基準について、消費者被害の実態を十分反映したものとするため、あらかじめ、内閣総理大臣が当該基準を策定する大臣から協議を受ける仕組みを設けるため、消安法、家庭用品規制法、食品衛生法を改正して内閣総理大臣の権限を規定。
- ② 消費生活用製品による重大な危害の発生及び拡大の防止を図るため、内閣総理大臣が製造業者等から報告を受け、必要な公表を迅速に行うことができるよう、消安法を改正して内閣総理大臣の権限として規定。
- ③ 食品安全基本法を改正し、食品の安全の確保に関する基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等の権限を、消費者庁に移管。

＜その他＞

消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）、無限連鎖講の防止に関する法律（ねずみ講防止法）、公益通報者保護法、国民生活安定緊急措置法 等

（改正のポイント）

内閣府本府から消費者庁に移管し、消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を企画立案、推進する。

（２）内閣府設置法等の改正

内閣府の任務として、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加すること、内閣府特命担当大臣を置いて、①食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務、②食品安全委員会が行う食品健康影響評価に関する事務、③消費者庁設置法に規定する事務について掌理させること等を規定。

消費者安全法案のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する**基本方針の策定**

(2) 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

- ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん等の事務を実施
- イ アの事務を行うため、**消費生活センターを設置**（都道府県は必置、市町村は努力）
- ウ 国は、地方公共団体に対し、アの事務の実施に関し**必要な援助**。地方公共団体は、消費生活センターに配置される**相談員の適切な処遇等**に努力。

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

- ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある**消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知**（生命・身体に関する**重大事故等**については直ちに通知）
- イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

(4) 消費者被害の防止のための措置

- ア 内閣総理大臣は、消費者の**注意喚起**のための情報を公表
 - イ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がある場合**
 - ⇒ 内閣総理大臣は、法律に基づく措置を実施するよう**関係各大臣に要求**
 - ウ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がない場合**（いわゆる「**すき間事案**」の場合）で、かつ生命・身体に関する**重大事故等**の場合
 - ① 内閣総理大臣は、**事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告**
 - ⇒ 正当な理由なく**従わない場合は、当該措置をとることを命令**
 - ② 内閣総理大臣は、**急迫した危険がある場合は、①の手続を経ず、必要な限度において商品の譲渡等を禁止・制限**
 - ⇒ **禁止・制限措置に違反したときは、商品の回収等を命令**
- ※ 上記の命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。